

多久市行政手続条例施行規則及び多久市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 8 号

多久市行政手続条例施行規則及び多久市聴聞規則の一部を改正する規則

(多久市行政手続条例施行規則の一部改正)

第 1 条 多久市行政手続条例施行規則（平成 9 年多久市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 2 号」に、「行政庁」を「市長等（条例第 2 条第 1 号に規定する市長等をいう。次条において同じ。））」に改め、本則を第 1 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第 2 条 条例第 1 5 条第 4 項の規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映

像面に表示するもの

- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（多久市聴聞規則の一部改正）

第2条 多久市聴聞規則（平成9年多久市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。